

令和5年7月3日

佐倉市議会議長 岡村 芳樹 様

佐倉市議会議員 村田 穰史
〃 平野 裕子
〃 山本 英司
〃 押木 孝和
〃 櫻井 道明
〃 爲田 浩
〃 敷根 文裕
〃 高木 大輔
〃 望月 圧子
〃 密本 成章

高橋とみお議員に対する懲罰動議

上記動議を下記理由を付し、佐倉市議会会議規則第153条の規定により提出します。

記

1. 理由

議案第2号に対する修正案の質疑中高橋とみお議員の「これ以上しゃべると何かしますよ。」という脅迫的な発言は、地方自治法第132条に違反し、決して看過できるものではないことから、懲罰動議を提出する。